

# 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

## 1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限  
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

## 2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、  
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは  
ビニール袋に入れて密閉

## 3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、  
ハンドドライヤーの使用中止

## 4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

## 5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- ・22 時以降の酒類提供

## 6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

## 7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮  
(高齢者利用時間の設定など)

## 8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

## 業種別宣言

### 9 訪問理容業関連団体として、次の取組を行います

- ・こまめな消毒（理容器具はもちろんのこと、手に触れるところは、こまめに消毒する）  
※皮膚に接する器具は客一人ごとに消毒
- ・感染防止のためのマスクの着用  
※髭剃りや洗髪などマスクの着用が困難な場合には、会話の禁止などを徹底する。
- ・手指消毒を徹底する。
- ・タオル、衣服等は蒸気消毒や塩素系漂白剤を使用量の目安に従ってこまめに洗い、完全に乾燥させる
- ・手洗い、うがいをこまめに行なう
- ・訪問前に検温や体調確認を実施するなど、従事者の健康管理に万全をつくる
- ・紫外線消毒器を活用する
- ・講習会の開催時は定員数を絞り、定期的な換気を行うなど、密状態を防止する。  
また、可能な限りオンラインでの開催を検討する。
- ・これらのほか、全国理容生活衛生同業組合連合会における「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを踏まえる。

宣言日： 令和 2 年 6 月 1 日

名称： 一般社団法人日本ラポール福祉協会

※詳細はホームページ（<https://jrwa.or.jp/>）をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」